

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 158 号

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1使用料の欄を次のように改める。

使 用 料	
ア	イ
900 円	800 円
500	400

別表第1に備考として次のように加える。

備考 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する  
場合について、イ欄はその他の日に使用する場合について、それぞれ適用する。

別表第2 1備考以外の部分中

「	<table border="1"><tr><td>1箇所につき1 時間</td><td>200</td></tr></table>	1箇所につき1 時間	200	を	<table border="1"><tr><td>1箇所につき4 時間</td><td>100</td></tr></table>	1箇所につき4 時間	100	」	に改め、同表
1箇所につき1 時間	200								
1箇所につき4 時間	100								

2備考以外の部分中

「	<table border="1"><tr><td>無線マイクロホン装置</td><td>1</td><td>本</td><td>1,400</td></tr></table>	無線マイクロホン装置	1	本	1,400	を	」
無線マイクロホン装置	1	本	1,400				

無線マイクロホン装置	1 本	1,400
電 源	1箇所につき 4時間	100

に

改め、同表2備考中「使用料の額」の右に「(電源に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)